

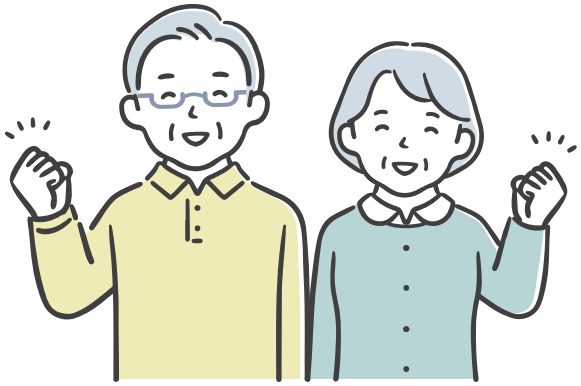
エンディングノート

これからの人生を豊かにしていくために

記入開始日　　年　　月　　日

名　前

静岡市



終活について考えてみませんか?

終活、それはこれからも自分らしく生きるための大切な一歩です。
「終活」という言葉が生まれ、多くの人がそれを知るようになりました。
ですが、「終活」という言葉から思い浮かべる事は、人それぞれ違うようです。



葬儀の事前準備、お墓の購入、遺言書の作成、身の回りの事や、持ち物の整理といった旅立ちのときや、その後のことを「生前に準備すること」



延命治療や緩和ケアなど「人生の最終段階における医療」や、介護が必要になったり、認知症になったときのことを決めておくなど、これからを「安心して過ごすために備えること」



趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、これからの人生を「自分らしく充実して生きること」

これらの様々なことが包括されて
「終活」と呼ばれております。

誰もが必ず向き合う、生老病死。人間は年を取り、衰えていき、最後には旅立ちを迎えます。今「旅立ちのその瞬間に立っている」と、想像してみて下さい。そして、そこから「今のあなた」を振り返ってみて下さい。やっておきたい事、やっておかなければいけないと思う事はありませんか?
それを実際にやっておく事を、私たちは「終活」と呼んでおります。



エンディングノートについて

　このエンディングノートは、「終活」を始めるきっかけとして、「終活」を進めるための記録を残すノートとして、お使いいただくものです。
　あなたのこれまでやこれからについて思いを整理したり、あなたの思いを家族や大切な方に伝えましょう。
　また、かかりつけ医がいる場合や介護・福祉サービスを利用している場合は、医療や介護・福祉の専門職に相談したり、あなたの思いを伝えましょう。
　そして、あなたに何かあったときに備えて、ご家族や大切な方が、様々な判断や手続きをする際に、必要な情報を残しておきましょう。

●書き方のポイント

1 まず、表紙に名前を書きましょう

表紙には、あなたの名前を書く欄があります。記入しましょう。

2 書けるところから書いてみましょう

このノートは前のページから順番に書き進めなくてもかまいません。
あなたが書きたいと思ったページから気軽に書き始めましょう。一度に全部書かなくてもかまいません。少しずつ書き進めましょう。書き直しても、書き加えてもかまいません。家族やかかりつけ医、また、医療や介護・福祉の専門職と相談しながら記入するとよりよいでしょう。

3 記入日を書いておきましょう

各ページの上部には、「記入日」があります。いつ書いた情報かわかるように書いておきましょう。書き直したときや、書き足したときは、記入日を書き換えておきましょう。

4 記入したノートは大切に保管しておきましょう

あなたの大切な情報を記入したノートですから、大切に保管しておきましょう。信頼のおける人に保管場所を伝えておきましょう。

5 定期的に見直しましょう

状況に応じて気持ちも変化します。そのときのあなたの気持ちを反映したノートとなるよう、定期的に見直しましょう。新しい用紙が必要なときは、下記からダウンロードできます。

エンディングノート　静岡市　検索

もくじ

1.自分のこと

自分の基本情報 …… 1

2.これからの人生を豊かにするために

自分史 …… 5
これまでに大切にしてきたこと …… 7
これからの人生を豊かにするために大切にしたいこと …… 7

3.もしものときの医療・介護の希望

もしものときの医療の希望 …… 8
介護の希望 …… 9
あなたの思いを託せる人 …… 9
人生会議（ACP） …… 10

4.大切な人へのメッセージ

大切な人へのメッセージ …… 11

5.もしものときの葬儀・お墓の希望

葬儀の希望 …… 12
お墓の希望 …… 13

6.資産・遺言・相続について

動産・不動産・大切なもの …… 14
借入金・ローン …… 16
保険・年金 …… 17
遺言・相続 …… 18
遺言書について …… 19

7.「終活」をスムーズに進めるために

「終活」をスムーズに進めるために …… 20
相談先一覧 …… 21

8.緊急連絡先一覧 …… 23

（記入日　　年　　月　　日）

1. 自分のこと

自分の基本情報

まずは、あなたの基本情報を記入しましょう。
このページは何かあったときに最低限必要な情報です。

ふりがな 氏名		生年月日	年　　月　　日
住所	〒		
電話番号		携帯電話番号	
メールアドレス			

▶ご家族や大切な方々

名　前	間　柄	電話番号

▶かかりつけ医

医療機関名	電話番号	担当医	担当科
			科
			科
			科

（記入日　　年　　月　　日）

▶かかりつけ薬局

薬局名	電話番号

▶主な既往歴等　※「いまの状態」について〇をつけましょう。

病　名	発症の時期・年齢	いまの状態
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒
		通院中　治癒

▶アレルギー

原因物質	症　状	原因物質	症　状

（記入日　　年　　月　　日）

▶その他（緊急時、医師や救急隊員に知らせたいことなど）

ペースメーカーを入れている、体の不自由な部分についてなど自由に記入しましょう。

▶地域包括支援センター・ケアマネジャー

事業者名	担当者の名前	電話番号

▶利用サービス

内　容	事業者名	電話番号

（記入日　　年　　月　　日）

▶市販薬・健康食品・サプリメントなど

薬　名	薬　名

▶お薬情報等添付欄

処方薬の情報や検査結果などを貼る欄として自由にご利用ください。

（記入日　　年　　月　　日）

2. これからの人生を豊かにするために

これまでの人生の振り返りとして
自分史

うれしかったこと、頑張ったこと･･･あなたのこれまでを振り返ってみましょう。

わたしの年表

（　　）歳

（　　）歳

（記入日　　年　　月　　日）

わたしの年表

（　　）歳

（　　）歳

▶家系図

（記入日　　年　　月　　日）

これまでに大切にしてきたこと

楽しかったできごとや大切な思い出を自由に書いてみましょう。

これからの人生を豊かにするために大切にしたいこと

健康に過ごすために、やっておきたいこと、誰かの役にたつために、行きたい場所、会いたい人…自由に書きましょう。

（記入日　　年　　月　　日）

3. もしものときの医療・介護の希望

もしものときの医療の希望

もしものときに、あなたに病名や余命を告知しなければならないときや、延命処置等をするかどうかについて、判断をお願いするときがあります。そのとき周囲が困らないよう、記入し共有しましょう。主治医（かかりつけ医）がいる方は一緒に考えていくとよいでしょう。

告知について

□重大な病気の場合は教えてほしくない
□どんな病気でも教えてほしい
□その他（　　）

経口摂取（口から食べること）以外での栄養摂取

□点滴による栄養摂取(中心静脈栄養（カロリーの高い点滴栄養）)の処置を希望する
□経鼻経管栄養摂取（鼻からチューブを入れて栄養剤を入れる）の処置を希望する
□胃ろう（胃に直接栄養チューブを入れる）の処置を希望する
□できる限り自然に任せて欲しい
□判断をご家族や大切な人に任せたい

回復の見込みがなく、死期が迫った場合の延命処置について

※延命処置（気管切開、人工呼吸器、心臓マッサージなど）は、一度始めると途中でやめることは難しいため、よく考えて記入しましょう。

□どんな場合でも、延命処置はしないでほしい
□どんな場合でも、延命処置をしてほしい
□延命よりも苦痛を少なくすることを重視してほしい
□可能性があるなら、延命処置を望みたい（してほしい）
□その他（　　）

臓器提供や献体について

□臓器提供の手続きは済んでいる（意思表示カードの保管場所:　　）
□献体の手続きは済んでいる（献体についての登録団体:　　）
□臓器提供や献体を希望する ※登録をしないと手続きはできません
□臓器提供や献体はしたくない

▶その他の希望

（記入日　　年　　月　　日）

介護の希望

もし、あなたが認知症やその他の病気、ケガ等によって、判断能力がなくなったりコミュニケーション能力が低下したりしたときのために、自分の考えや希望を記入しておきましょう。

どんな介護を望みますか

□自宅で家族にお願いしたい
□自宅でヘルパー等のサービスを利用しながら、家族と過ごしたい
□特別養護老人ホーム・認知症対応型グループホーム・有料老人ホーム等の高齢者施設に入りたい
□その他（　　）

▶介護をしてくれる人に伝えたいこと

あなたの考えを記入しておきましょう。

もしものときの医療・介護の希望について、あなたの思いを託せる人はだれでしょうか。

あなたが病状などにより、自分の考えや気持ちを伝えられなくなったときや、あなたが治療などについて決められなくなったときに、あなたの代わりに治療やケアについて話し合ってもらう信頼できる家族や友人の方を書いておきましょう。

優先順位	名　前	間　柄	連絡先
1			
2			
3			

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか ？

もしものときのために

「人生会議」

～自らが望む、人生の最終段階の医療･ケアについて話し合ってみませんか～

11月30日（いい看取り・看取られ）は人生会議の日

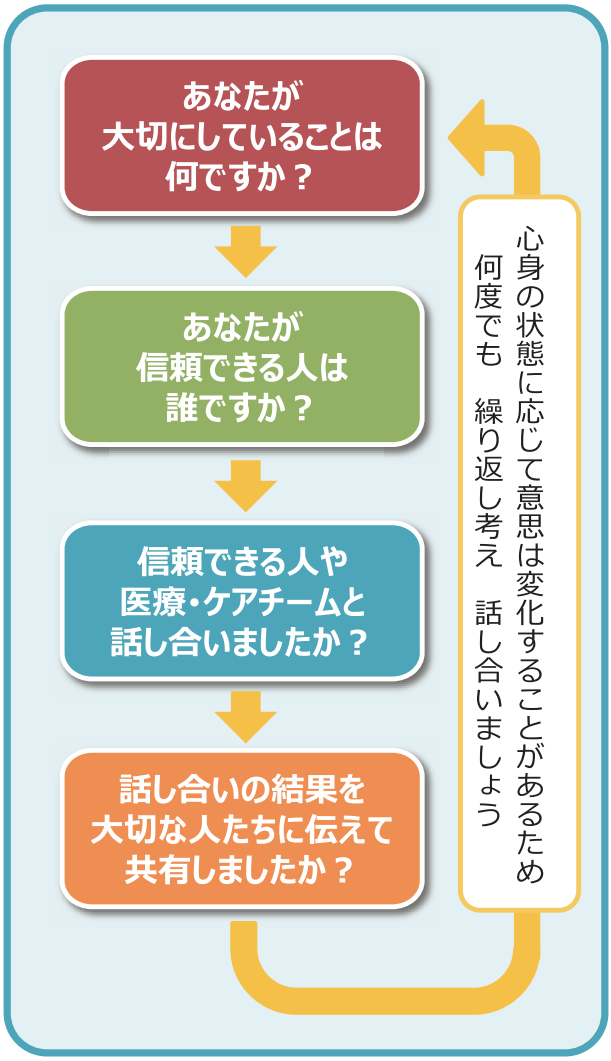
誰でも、いつでも、
命に関わる大きな病気やケガをする
可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、
約７０％の方が、
医療やケアなどを自分で決めたり
望みを人に伝えたりすることが、
できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために
大切にしていることや望んでいること、
どこでどのような医療やケアを望むかを
自分自身で前もって考え、
周囲の信頼する人たちと話し合い、
共有することが重要です。



話し合いの進めかた（例）



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を「 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。
あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html

（記入日　　年　　月　　日）

大切な人へのメッセージ



家族や親戚、友人など大切な人へ伝えたいことはありませんか？
普段はなかなか言えない感謝の言葉でもいいでしょう。
書いておけば、大切な人への温かいメッセージになります。

さんへ

さんへ

さんへ

（記入日　　年　　月　　日）

5. もしものときの葬儀・お墓の希望

葬儀の希望

もしものときのために、あなたの希望や考えを記入しましょう。
あなたの考えを伝えることで家族の負担も少なくなります。
書けるところからでかまいません。

葬儀への考え	□できるだけ多くの人と盛大に　□一般的な規模でよい □近親者だけで行ってほしい　□しなくてよい □家族や親族の判断にまかせたい		
喪主をお願いしたい人	名前	間柄	連絡先
葬儀の形式	□宗教・宗派（　　） □無宗教 □家族や親族の判断にまかせたい		
	菩提寺や宗教団体 名称	所在地	連絡先
葬儀の場所	□自宅　□斎場　□火葬場（式は行わない） □具体的な希望 （施設名:　　連絡先:　　）		
葬儀の業者	□生前予約をしている（業者名:　　連絡先:　　） □会員になっている　（業者名:　　連絡先:　　） □家族や親族の判断にまかせたい		
葬儀の費用	□私の貯金を使って欲しい　□特に用意していない □保険・共済・互助会などに加入している （名称:　　連絡先:　　）		
戒　名	□格の高い戒名を希望　□標準的な戒名でよい □戒名はつけなくてよい □すでに戒名を授かっている （戒名:　　連絡先:　　）		
遺　影	□用意してある（保管場所:　　） □希望する写真がある（具体的に:　　） □家族や親族の判断にまかせたい		

（記入日　　年　　月　　日）

お墓の希望

お　墓	お墓を用意してある場合 墓地名:（　　）　石材店名:（　　） 所在地:（　　）　連絡先:（　　） 連絡先:（　　）
	お墓を用意していない場合 □新たに購入してほしい （□一般墓地　□永代供養　□納骨堂　□樹木葬） □その他（　　） □家族や親族の判断にまかせたい
分　骨	□希望する　　□希望しない
費　用	□私の貯金を使って欲しい　　□特に用意していない □保険・共済などで用意している （名称:　　連絡先:　　）

5

▶その他

葬儀やお墓について、あなたの思いや伝えたいことを記入しましょう。
写真を貼る欄としてもご利用ください。

（記入日　　年　　月　　日）

6. 資産・遺言・相続について

動産・不動産・大切なもの



注 意

●悪用されるおそれがありますので、**暗証番号やクレジットカードの番号は絶対に記入しないで下さい。**

●通帳や印鑑の保管場所はここには記入せず、家族や信頼のおける人に口頭で伝えておくことをお勧めします。

▶預貯金・有価証券・株式

銀行や信用金庫、証券会社等について書きましょう。

金融機関名・証券会社名	支店名

▶各種契約

電気・ガス・水道などの契約やオンラインの口座・有料サービスなどについて書きましょう。

内　容	事業者名	連絡先	名義人

（記入日　　年　　月　　日）

▶不動産

種　類	□土地 □建物 □マンション □田畑 □その他（　　）		
どんな不動産	例:自宅、別荘、貸家など		
名義人			
所在地			
備　考			

種　類	□土地 □建物 □マンション □田畑 □その他（　　）		
どんな不動産	例:自宅、別荘、貸家など		
名義人			
所在地			
備　考			

▶大切なもの

名　称	保管場所	希望する取扱い	この宝物への思い

注 意

●大切なものについて、ここに記入したことは、**法的な効果は発生しません。法的な効果を求める場合には、遺言書を作成しておくことをお勧めします。**

●遺言書についてや、その手続きについては、19ページをご覧ください。

（記入日　　年　　月　　日）

借入金・ローン

借金などの負債も相続の対象になります。家族が借金などを知らずに相続し、トラブルとなってしまう可能性がありますので、記入しておきましょう。契約しているクレジットカードがありましたら記入しておきましょう。



●悪用されるおそれがありますので、**暗証番号やクレジットカードの番号は絶対に記入しないで下さい。**

借入先		連絡先	
借入額	円	借入残高	円 （　　年　　月　　日現在）
返済方法	□月払い　□年払い □他（　　）	完済予定日	

借入先		連絡先	
借入額	円	借入残高	円 （　　年　　月　　日現在）
返済方法	□月払い　□年払い □他（　　）	完済予定日	

▶その他

借りているものや連帯保証人になっているものなどがある場合は記入しましょう。

（記入日　　年　　月　　日）

保険・年金

ケガや病気、もしものときにあなたや家族がきちんと請求できるようにまとめておくと便利です。

▶保険

名　義	保険会社・連絡先	種　類	備　考
例）静岡 花子	しずおか生命 054-234-○○○○	定期保険Aコース	病気・ケガ 入院・死亡のとき

▶年金

	名　称	団　体	連絡先
個人年金 企業年金等			
公的年金	□厚生年金　□共済組合　□国民年金		
基礎年金番号			

（記入日　　年　　月　　日）

遺言・相続



注 意

●遺言・相続について、ここに記入したことは、**法的な効果は発生しません。法的な効果を求める場合には、遺言書を作成しておくことをお勧めします。**

●遺言書についてや、その手続きについては、次のページをご覧ください。

▶遺言

遺言書の作成	□作成していない □作成している
遺言書の保管場所	
遺言執行者	名前: （職業:　　間柄:　　） 住所:　　電話番号:
備　考	相談している専門家がいる場合は、名前や連絡先などを記入しておきましょう

▶遺言作成日

作成日	遺言の形式

遺言書について

遺言書とは

あなたが、財産をどういった形で誰に受け継ぐか、法的効力をもって伝えるものです。

遺言書作成の手続き

遺言書には、「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」等があります。

▶自筆証書遺言

①自分で遺言書を作成します。
②遺言書は、自分の判断により、自宅で保管もしくは法務局へ預けます。
③遺言書を自宅で保管する場合、紛失や改ざんのおそれがあったり、遺された家族等相続人が見つけることができないことがあります。

「自筆証書遺言書保管制度」（自筆の遺言書を法務局で保管する制度）を利用すると、あなたの遺言をより確実に伝えることができます。

※保管には手数料がかかります。

▶公正証書遺言

①公証役場において、遺言の内容を公証人に伝え、公証人が遺言書を作成します。もし、病気等で行くことができないときは、自宅や病院などに、公証人が出張できます。
②遺言書の作成にあたり、2人以上の立会人が必要です。
③遺言書は、公証役場で保管されます。

※相談は無料ですが、公証人が出張する場合や、遺言書の作成は手数料がかかります。



ご不明な点は22ページの
「▶各種相談窓口」へご相談ください。

（記入日　　年　　月　　日）

「終活」をスムーズに進めるために

認知症等で判断能力がないとみなされると、預貯金の引き出しや不動産の売却等の資産管理や活用のほか、福祉サービスの利用や行政手続き等ができなくなってしまいます。もしものときに備えて決めておきましょう。

財産管理の補助や行政手続きの支援などをお願いしたい人

□配偶者
□子ども（名前:　　）
□福祉サービス（日常生活自立支援事業（※1）など）
（事業者名:　　）
□任意後見人
（名前:　　）
□その他（終活支援事業者（※2）など）
（事業者名:　　）

※1 日常生活自立支援事業とは

●認知症等で日常生活に不安がある場合に、書類の管理やお金の出し入れ、福祉サービスの利用の手続きなどをするのに、あなたが不安な部分についてお手伝いをする事業です。

社会福祉協議会へ相談 → 職員が訪問して打合せ支援計画案の作成 → 契約締結審査会 → 契約 → 支援開始

※2 終活支援事業者とは

●終活の支援を目的として、生前事務（日常生活で手伝ってもらいたいこと・緊急時の連絡先など）、死後事務（各種事務手続き・各種費用の清算など）等を行っている事業者です。

●静岡市は優良な事業者を認証しています。詳しくは下記をご覧ください。

静岡市終活支援優良事業者認証事業　検索

財産管理や行政手続きなどをお願いする場合に利用したい制度

□任意後見制度（※3）　□法定後見制度（※4）　□特にない

※3 任意後見制度とは

●判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」をあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

「任意後見人」を選び、契約書の原案を作成 → 公証役場で公正証書を作成 → 法務局で登記 → 支援開始

※4 法定後見制度とは

●判断能力が不十分になってから後見人を決める制度です。後見人は家庭裁判所から選任され、あなたの法律行為等の支援を行います。

家庭裁判所へ申立て → 家庭裁判所が審判 → 支援開始

ご不明な点は22ページの「▶各種相談窓口」へご相談ください。

相談先一覧

▶介護・保健・医療・福祉などの総合的な相談や認知症に関することなら

令和８年10月１日現在

		地域包括支援センター名	愛　称	所在地（設置場所）	電話番号（054）	FAX番号（054）	主な対象区域
葵区	1	じょうさい 城西	まるけあ城西	葵区駒形通四丁目11−15	204-3335	204-3336	駒形、新通、田町
	2	あんざいばんちょう 安西番町	まるけあ安西番町	葵区安西三丁目20	204-2626	204-2627	安西、番町
	3	じょうとう 城東	まるけあ城東	葵区安東二丁目13−1	295-9993	295-9773	葵、安東
		いかわ 井川		葵区井川1133−2（静岡市井川高齢者生活福祉センター内）※窓口機能のみ	260-2227	260-2228	井川
	4	てんまちょうよこうち 伝馬町横内	まるけあ伝馬町横内	葵区音羽町7−18 KGMビル103号室	207-8111	207-8112	伝馬町、横内
	5	じょうほく 城北	まるけあ城北	葵区竜南二丁目３−35−103号	292-6450	292-6280	麻機、竜南、城北、安東の一部
	6	ちよだ 千代田	まるけあ千代田	葵区沓谷六丁目20−1 ル・シエル101	207-8602	207-8603	千代田、千代田東
	7	ながおがわ 長尾川	まるけあ長尾川	葵区瀬名一丁目16−8 ロジュマン21　1−A号室	265-9511	265-9512	北沼上、西奈南、西奈
	8	みわ 美和	まるけあ美和	葵区与左衛門新田74−6（楽寿の園内）	296-1100	296-9355	足久保、美和、安倍口
	9	しずはた 賤機	まるけあ賤機	葵区昭府二丁目7−17	251-7772	251-7773	井宮、井宮北、賤機南
	10	あべ 安倍	まるけあ安倍	葵区俵沢38−1	294-8400	294-8411	梅ケ島、大河内、玉川、松野、賤機北、賤機中
	11	はとり 服織	まるけあ服織	葵区羽鳥六丁目4−3　スニップビル1階	659-8585	659-8587	服織、服織西、南藁科
	12	わらしな 藁科	まるけあ藁科	葵区富沢1542−46（ラポーレ駿河内）	270-1804	270-1713	中藁科、清沢、大川
駿河区	13	おしかとよだ 小鹿豊田	まるけあ小鹿豊田	駿河区小鹿一丁目1−24（小鹿苑内）	284-0284	284-1286	東源台、東豊田、西豊田
	14	やはたやま 八幡山	まるけあ八幡山	駿河区有東二丁目12−10	202-6677	286-9888	森下、富士見
	15	おおやくのう 大谷久能	まるけあ大谷久能	駿河区大谷二丁目24−25（シーサイド大谷内）	236-0778	236-0776	大谷、久能
	16	おおざとなかじま 大里中島	まるけあ大里中島	駿河区中野新田349−1（エン・フレンテ内）	280-4970	289-2274	大里西、中島
	17	おおざとたかまつ 大里高松	まるけあ大里高松	駿河区登呂五丁目9−22	203-3385	203-3422	中田、大里東、宮竹、南部、富士見の一部
	18	おさだ 長田	まるけあ長田	駿河区みずほ二丁目12−7	268-5080	257-7257	長田東、長田南、川原
	19	まりこ 丸子	まるけあ丸子	駿河区丸子二丁目4−16	270-8720	270-8721	長田北、長田西
清水区	20	こうほく 港北	まるけあ港北	清水区本郷町5−8　セブンスターマンション1階	371-0296	371-0315	辻、江尻、袖師
	21	おきつがわ 興津川	まるけあ興津川	清水区承元寺町1341（白扇閣内）	369-3482	369-5361	興津、小島
	22	りょうごうち 両河内	まるけあ両河内	清水区和田島688	343-1515	396-3711	両河内
	23	こうなん 港南	まるけあ港南	清水区渋川三丁目8−27　ヴィラエスポワール101	625-6663	625-6652	入江、浜田、清水
	24	おかふなこし 岡船越	まるけあ岡船越	清水区船越一丁目1−1	376-6651	376-6652	岡、船越
	25	たかべ 高部	まるけあ高部	清水区柏尾387−2（柏尾の里内）	347-5271	347-5273	高部
	26	いいだいはら 飯田庵原	まるけあ飯田庵原	清水区高橋四丁目18−35	364-6631	364-6681	飯田、庵原
	27	まつばら 松原	まるけあ松原	清水区駒越東町10−26	337-0500	337-0533	不二見、駒越、折戸、三保
	28	うど 有度	まるけあ有度	清水区長崎新田296−5	344-7721	344-7730	有度
	29	かんばらゆい 蒲原由比	まるけあ蒲原由比	清水区蒲原721−4（白銀すこやかセンター内）	385-5595	385-0017	蒲原、由比
				清水区由比北田450※窓口機能のみ	376-0417	376-0416	

※お住まいの区域の地域包括支援センターについて、ご不明な点は、地域包括ケア推進課（054-221-1203）にお問い合わせください。

▶認知症について相談するなら

相談先	所在地（設置場所）	電話番号（054）
かけこまち七間町	葵区七間町5−8	204-1541

各地域包括支援センターの
最新の所在地、連絡先は、こちらの
二次元コードからご確認ください。

▶高齢者福祉サービス・終活相談に関することなら

相談先	所在地（設置場所）	電話番号（054）	FAX番号（054）
葵区高齢介護課	葵区追手町5-1 静岡庁舎新館２階	221-1089	221-1079
駿河区高齢介護課	駿河区南八幡町10-40 駿河区役所２階	287-8678	287-8708
清水区高齢介護課	清水区旭町6-8 清水庁舎１階	354-2162	354-3131
蒲原出張所（福祉係）	清水区蒲原新田1-21-1 蒲原支所１階	385-7790	385-3110

▶各種相談窓口

区を問わず利用できます。通常は面談が基本ですが、電話相談になる場合があります。
予約制でないものも、事前に電話か市HPで確認してください。

種　類	相談内容	相談先	電話番号（054）
行政書士相談	官公署に提出する書類、権利義務、事実証明について【相続（遺言）、土地の利用、農地転用等】	葵区市民相談室（静岡庁舎新館1階） 清水区市民相談室（清水庁舎4階）	（葵区） 221−1053 （駿河区） 287−8698 （清水区） 354−2036
	入国、在留・帰化、相続について	駿河区市民相談室（駿河区役所2階）	
	成年後見に関する相談	清水区市民相談室（清水庁舎4階）	
司法書士相談　予約制	不動産、商業登記、相続、売買等について	葵区市民相談室（静岡庁舎新館1階） 駿河区市民相談室（駿河区役所2階） 清水区市民相談室（清水庁舎4階）	
弁護士法律相談　予約制	法律問題全般		
公証人相談　予約制	遺言や契約等の公正証書について		
消費生活相談	商品やサービスについての苦情・契約などの消費者問題や多重債務問題	静岡市消費生活センター（静岡庁舎新館1階、清水庁舎4階）	221-1056

▶住まいに関する情報や希望を整理したい方は、「住まいのエンディングノート」もご活用ください。

静岡市住宅政策課　空き家なんでも相談窓口（静岡庁舎新館５階）
電話　054-221-1192

▶その他

そのほか、相談しているところの事業者名や連絡先などを書きましょう。

（記入日　　年　　月　　日）

8.緊急連絡先

緊急連絡先一覧

家族や親族、後見人等もしものときに連絡して欲しい人の連絡先を記入しておきましょう。

優先順位	名　前	間　柄	電話番号	住　所
1				
2				
3				

編　　集　静岡市在宅医療・介護連携協議会　エンディングノート作成部会
事務局　静岡市　地域包括ケア推進課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話　054-221-1576　FAX　054-221-1577
E-mail　chiikikea@city.shizuoka.lg.jp
発　　行　静岡市
発行年月　令和8年10月

意見・感想を
お寄せください

エンディングノート　静岡市 意見・感想　検索

エンディングノートの
ダウンロードはここから

エンディングノート　静岡市　検索